

### Q1. 早期官庁訪問とは何でしょうか？

A. 2023年度、2024年度、2025年度为国家公務員採用試験（総合職（院卒者、大卒程度）、一般職大卒程度）の技術系区分（一般職は教養区分も含む）に合格している方を対象に、6月中旬又は7月初め以降に行われる通常の官庁訪問（以下「夏の官庁訪問」といいます。）よりも早い時期に個別面談（リクルーター面談）や選考を実施するものです。2026年から、リクルーター面談と採用選考の二つに分かれて実施するほか、新たに国家公務員試験一般職（大卒程度）の技術系区分合格者も対象として実施します。

### Q2. なぜ技術系区分の採用でのみ早期官庁訪問を実施するのですか？

A. 近年、国家公務員において、技術系人材の確保が困難となっている状況や、技術系区分での採用を希望する者については、実験等で長期間研究室を不在にすることが困難な方がいるため、約2週間実施される夏の官庁訪問よりも短期間で内々定に至ることが可能な採用選考である既合格者向け官庁訪問を別途設けています。

### Q3. なぜ早期官庁訪問はリクルーター面談と採用選考の2つに分かれているのですか？2025年度の既合格者向け官庁訪問とは何が変わるのでしょうか。

A. 夏の官庁訪問では、各府省等の業務や組織文化への理解を深める活動と採用選考を同時に行っています。このうち「業務や組織文化への理解を深める活動」は、就職活動ルールに照らしても、6月より前に実施することが可能であるため、リクルーター面談を先行して実施し、各府省等への理解を十分に深めた上で、6月に行われる採用選考（ここで内々定を得ることになります。）に臨んでいただくこととしました。これにより、採用プロセスが短縮されることが期待されます。

### Q4. 早期官庁訪問におけるリクルーター面談は、各府省等で独自に実施している、職員訪問やOBOG訪問とは何が違うのでしょうか。

A. 早期官庁訪問におけるリクルーター面談は、技術系区分を採用する府省等が一斉に、一定期間にわたって実施するものです。訪問時には、複数の職員との面談を行うことが想定され、各府省等の業務や組織をより深く理解するとともに、複数の府省等を比較することができる機会となっています。ご自身と各府省等とのマッチングを判断する機会となりますので、ぜひ積極的な参加を推奨します。

### Q5. リクルーター面談に参加しなくとも6月の採用選考（面接）に参加することは可能でしょうか？その場合、リクルーター面談に参加しないと採用において不利になりますか？

A. リクルーター面談に参加しなくとも6月の採用選考（面接）に参加することは可能ですが、リクルーター面談は複数府省等を比較しながら、各府省等の業務や組織文化への理解を深め、各府省等へのマッチングも判断できる重要な機会ですので、参加することを推奨します。

**Q6. リクルーター面談に向けては、面接対策などの準備は必要ですか？**

A. 各府省等においては、訪問者のバックグラウンドや関心のある政策分野・業務を把握した上で、面談する職員等を選定することが想定されます。事前にご自身の関心のある分野や問題意識、学生生活の状況などについて、整理しておくことを推奨します。

**Q7. リクルーター面談では、「同一省庁には一人当たり2日まで訪問可能」とされていますが、同じ省庁でも複数の区分に分けて採用が行われていたり、外局で独自採用をしている場合に、同じ省庁に2日を超えて訪問することはできますか？**

また、総合職と一般職で同じ省庁を併願することはできますか？

A. 外局が独自に採用をしている場合には、本省と外局を別個に訪問することが可能です（例：経済産業省と特許庁、国土交通省と海上保安庁など）。一方、工学系、情報系などの区分別に採用が行われているとしても、同一の省庁である場合には一人当たり2日までの訪問となります。訪問可能か不明な場合には、訪問を希望する省庁にお問合せください。

また、総合職（技術系区分）及び一般職（技術系区分又は教養区分）について同一省庁への併願をすることは可能です。各試験の訪問期間において、それぞれ2日まで同一省庁に訪問が可能です。

**Q8. 一般職大卒程度試験の教養区分で合格している場合、早期官庁訪問に参加することは可能でしょうか？総合職大卒程度試験の教養区分で合格している場合、早期官庁訪問に参加することはできないのでしょうか？**

A. 一般職大卒程度試験教養区分の既合格者（2025年度試験）の中で技術系職員としての採用を希望されている方は、早期官庁訪問に参加できます。事務系職員としての採用を希望する場合には早期官庁訪問における採用選考の対象外となりますので、夏の官庁訪問に参加するようにしてください。

他方で、総合職大卒程度試験の教養区分の既合格者（2023年度、2024年度又は2025年度試験）については、早期官庁訪問の対象外のため、早期官庁訪問に参加することはできません。夏の官庁訪問に参加するようにしてください。